

村税や保険料等は**納期内納付**を忘れずに！

申し込み手続き

預貯金口座のある取扱い金融機関窓口にてお申し込みください。

お申し込みには**預貯金通帳**と**通帳届出印**が必要です。

手続きが完了し、口座振替が可能になるまでに日数を要する場合がありますので、余裕をもって手続きいただきますようお願いいたします。

手続きしていただいた月の口座振替に間に合わない場合は、翌月から口座振替を開始しますので、当月分は窓口（納付書）でお納めください。

村税や保険料等を滞納すると、**滞納処分（財産の差押え等）**を執行することがありますので、滞納を放置することなく事前にご相談ください。

お問い合わせ

〒647-1603 和歌山県東牟婁郡北山村大字大沼42
北山村役場

電話0735-49-2331 FAX0735-49-2207

村税や保険料等は納期内納付を忘れずに！

村税や保険料等の納付には口座振替をご利用ください

村税や保険料は納期限を過ぎると延滞金が発生します。

納め忘れがないよう、村税や保険料等の納付には**口座振替**をご利用ください。

取扱金融機関

和歌山県農協、ゆうちょ銀行、三十三銀行

口座振替できる税目等

口座振替できる村税や保険料等は次のとおりです。

※○＝口座振替可能 ×＝口座振替不可

	和歌山県農協	ゆうちょ銀行	三十三銀行
村県民税（普通徴収）	○	○	○
固定資産税	○	○	○
軽自動車税	○	○	○
国民健康保険料	○	○	○
後期高齢者医療保険料	○	○	○
介護保険料	○	○	○
水道使用料	○	○	×
村営住宅使用料	○	○	×